

■福岡県森林環境税が継続されます

もり
～ふくおかの森林を未来へ～

森林は、私たちに多くの恵みをもたらす「県民共有の財産」です。福岡県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年4月に「森林環境税」が導入され、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。その一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後新たに森林荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30年以降も「**福岡県森林環境税**」が継続され、水を蓄え、土砂災害を防ぐなどの森林の公益的機能を長期的に発揮させる施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けて施策を実施します。



～嘉麻市馬見地区の豊かな森林～

■森林に適切な間伐を施すなど公益機能を長期的に発揮できる森づくりを目指します。

■森林環境税の仕組み

	税 額
個人	年間500円 個人県民税均等割の納税者
法人	年間1,000～40,000円（資本金の額に 応じる）法人県民税均等割の納税者



～遠賀川源流の森づくりの活動～

■植樹や間伐など、森林づくり活動を拡大し、森林を守り育てる気運の向上を図ります。

問い合わせ先

嘉麻市農林振興課 林務係

電 話 0948-57-3115

F A X 0948-57-4020

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keepforest.html>

福岡県森林環境税

検索